

健康経営の推進

1. 「健康経営の推進」の位置づけ

○神戸市役所改革方針（抜粋）

2 組織風土の改革に取り組めます（後半部分）

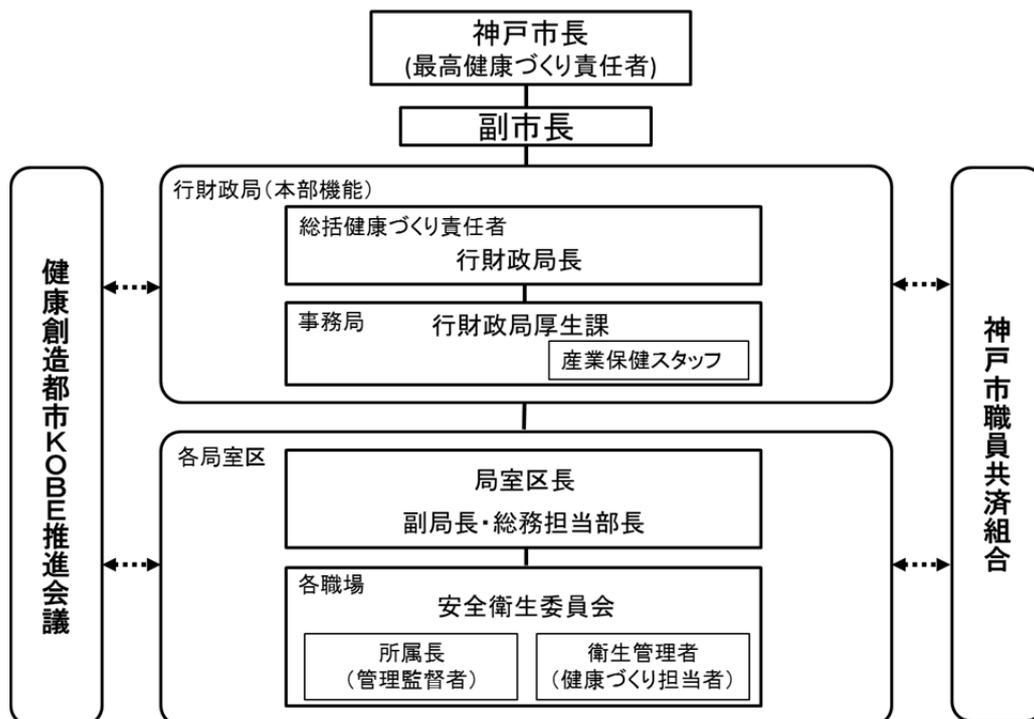
縦割り行政の弊害をなくし、職員が生き活きと働ける風通しのよい組織風土の再構築を進めるとともに、「健康経営の推進」により組織の活性化、市民サービスの向上に繋げていきます。

○神戸市役所改革方針 実施施策（抜粋）

（4）健康経営の推進

目 的	職員の健康保持・増進の取組みを行うことで、職員の活力や生産性を高める等の組織の活性化をもたらし、結果的に市民サービスの向上に繋げる。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康保持・増進に対する方針を明文化して、内外への発信を積極的に行う。 ・定期健康診断の100%受診を推進するとともに、ストレスチェック結果を積極的に活用し、心身不調者や長時間勤務者への対応を充実させる。 ・業務の平準化やICTの活用による事務の効率化を進め、時間外勤務の縮減や有給休暇の取得率の向上を図る。
開始時期	平成31年4月
所 管	行財政局厚生課・給与課

2. 推進体制



3. スケジュール

別紙「令和元年度健康経営実施スケジュール」のとおり

4. 職員の健康づくり支援の当面の新規・拡充施策

(1) インフルエンザ予防接種 助成額の拡充

○助成内容

職員（共済組合員）が原則 1,000 円の負担で予防接種を受けられるよう、予防接種の自己負担額について、最大 3,000 円を助成する。

○対象期間

令和元年 10 月 1 日(火)から令和 2 年 1 月 31 日(金)まで。

○申請方法

CMS ネットアンケートを利用して申込。領収書（原本）については所定様式に貼付け、各課で取りまとめて厚生課まで送付。

(2) 禁煙外来補助の新設

○助成内容

職員（共済組合員）が医療機関における保険診療適用条件を満たす禁煙外来治療に要した費用の一部（5,377 円）を助成する。複数回の診察分を合算することも可能。

（えらべる倶楽部 こうべフリーチョイスプランのメニューとして実施）

○申請期間

令和元年 10 月 1 日（火）～

○申請方法

こうべフリーチョイスプランの「人間ドック補助」の申込用紙に、領収書（原本）、診療明細書や調剤明細書の貼付け提出。

(3) 健康管理アプリ「MY CONDITION KOBE」の利用（共済組合員向け）

○簡単な操作で食事、睡眠、運動内容を入力でき、健診結果もまとめて管理することで、AI を活用した健康アドバイスを受けることができる。また、健康ポイント機能もあり、貯まったポイントで特典と交換できるので、楽しみながらご自身の健康管理ができる。

○現在神戸市民向けに保健福祉局がサービス提供中。1 月より市外在住者を含む全職員（共済組合員）が利用可能になる予定。

(4) 庁内運動セミナーの実施

○仕事終わりなど勤務時間外に、庁内会議室等で、外部講師を呼びセミナーを開催。

（例）肩こり腰痛改善ヨガストレッチ、ポールウォーキング教室など

○健康創造都市 KOBE の実証実験「スポーツエコシステム」を活用し 10～12 月に実施

(5) 特定保健指導（メタボ指導）のオンライン化

○特定健康診査（定期健康診断等）の結果を受け、メタボ予備軍に該当する職員の生活習慣の改善のための保健指導が、自身のスマホを使ってオンラインでも受けられる。

○休日に自宅でオンライン特定保健指導を受けることも可能。

5. 当面各局室区において対応いただきたいこと

副局長・総務担当部長を各局室区の健康づくり責任者として、各職場の安全衛生委員会の活性化を図りながら、以下の取り組みを実施いただきますよう、お願いします。

(1) 職員定期健康診断受診率 100%に向けた取り組み（平成 30 年度実績 98.4%）

「労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければならない」ことが法定されていることを踏まえ、定期健康診断の服務上の取り扱いについて、今年度からも「職免」ではなく、「職務」としました。

行財政局から、各所属の定期健康診断の未受診者のリストを送付するので、所属長においては受診勧奨を徹底されるよう、よろしくお願いします。健康診断の結果、要受診となった職員に対しては、受診に関し、職場としての配慮等をお願いします。

(2) ラインケアの充実

職員の健康管理に関しては、産業保健スタッフを行財政局に配置し実施していますが、職員のメンタルヘルスの不調は継続的な長時間労働、ハラスメントなどとともに、家庭・個人生活も含め、さまざま要素が絡み合っ発生することから、日常的に職員の心身の状況に気づき得る立場にある管理監督者の役割は、これまでも増して大きくなっています。

既に、「神戸市職員 心の健康づくりのための指針」に基づく取り組みを実施いただいているところですが、今後とも、管理監督者を中心としたラインケアの充実をお願いします。

(3) セルフケアを実施するきっかけづくり

職員の健康づくりについては、職員自身が自らの心身の状態に常に注意を払い、これに対処すること（セルフケア）が基本となります。このような観点から、各職場において、職員に対し、このたびの新規・拡充施策の周知徹底を図っていただきますよう、お願いします。

さらに、職場・職員間のコミュニケーション促進の観点も含めて、各職場における健康づくりの取り組み（例えば、階段利用の促進、午後 3 時にストレッチ、職場対抗歩数競争等）の実施など、セルフケアや健康経営に資する積極的な取り組みもご検討ください。

6. 健康経営に関する提案募集

行財政局では、神戸市職員共済組合等とともに、今後も健康経営に資する取り組みの充実を検討していきます。

取り組みの検討にあたって、職員の皆様からの積極的なご意見、ご提案も頂戴したいと考えています。下記のアドレスまで、よろしく願いいたします。

【担当】 行財政局厚生課衛生管理係

TEL : 078-322-5096

Email : kenshin@office.city.kobe.lg.jp